

## 市議会 9月定例会 行政報告（9月2日）

市議会 9月定例会にあたり行政報告いたします。

### 新潟交通観光バス株式会社が運行する乗合バス路線「新谷線」の廃止について

はじめに、新潟交通観光バス株式会社が運行する乗合バス路線「新谷線」の廃止について、御報告いたします。

このたび、廃止の申出があった新谷線は、新発田営業所から赤谷を経由し、阿賀町の新谷までを結ぶ路線であり、新潟交通観光バス株式会社の新発田営業所と津川営業所が運行しております。現在、平日のみの運行で新発田営業所発新谷行が1日3便、新谷発新発田営業所行が1日3便の計6便全便を、本年9月末をもって廃止したいというものであります。

廃止の理由といたしましては、新潟交通観光バス株式会社が抱える「乗務員不足」の問題が、特に津川営業所において深刻な状況にあり、現行の運行を継続することが困難になったというものであります。

新谷線は、当市における、沿線住民の重要な移動手段であり、東小学校及び東中学校の通学手段にも活用しておりますが、通院や買い物などの日常生活における主たる行動エリアが当市の中心市街地である阿賀町三川地域の住民にとっては、欠くことのできない路線であります。

このことから、路線の廃止に当たっては、阿賀町の意向を尊重し、新潟交通観光バス株式会社に対し、運行継続の再検討、及び、廃止となる場合の代替策について強く要望してまいりましたが、バス事業者の厳しい状況を受け入れ、本年9月末を

もって廃止することを、両市町において了承したものであります。

路線廃止に伴う代替策については、利用者への影響を最小限に抑えるため、あくまでも「現状維持」という形になりますが、<sup>あらや</sup>新谷線と運行経路をほぼ同じにする「赤谷六軒町線」<sup>ろっけんまち</sup>を増便し、東小学校及び東中学校の通学手段を確保するとともに、昨年実施した赤谷地区生活交通に関する調査における意見を踏まえ、沿線住民の皆様が少しでも、利用しやすくなるようダイヤの一部見直しを行うこととしております。

この運行内容の見直しに係る利用者をはじめ沿線地域の皆様への説明及び周知は、早急かつ丁寧に進める必要があることから、先般、担当課において、沿線地域の各自治会長に直接、御説明いたしたところであります。今後も「広報しばた」への記事掲載や地域への回覧文書等により、丁寧に周知してまいりたいと考えております。

バス事業者による乗合バス事業については、利用者数の減少に伴う営業収支の悪化に加え、深刻な乗務員不足という問題により、先行きは不透明な状況にあります。今後も廃止や減便が想定されることから、そういった事態を念頭に置きつつ、公共交通が「地域の足」、「通学の足」として市民の皆様の暮らしを支え、「住みよいまち しばた」の実現に向けた基盤となるよう、地域との協働により公共交通体系の見直しを進めていく所存でありますので、議員各位からも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 加治川地区公民館機能移転と現施設の解体、及び加治川総合福祉センター「さくら苑」の機能廃止について

次に、加治川地区公民館機能移転と現施設の解体、及び機能移転に伴う加治川総合福祉センター「さくら苑」の廃止について御報告いたします。

加治川地区公民館は昭和47年に建設され、加治川地域の生涯学習・社会教育の推進に重要な役割を果たしてまいりました。また、加治川地区公民館金塚分館につきましても昭和31年に建設された旧校舎等を活用して加治川地域金塚地区の社会教育の活動の場として役割を果たしてきたところであります。

しかしながら、施設の老朽化が著しく、平成29年3月に策定した新発田市公共施設等総合管理計画では、加治川地区公民館は施設の機能移転と建物の解体を検討する施設として、また、加治川地区公民館金塚分館は解体を検討する施設として位置付けてきたところであります。

このような状況から、これまでに加治川地区公民館機能の移転先につきましては、加治川地区公民館の周辺施設で検討してきたところではありますが、このたび、加治川総合福祉センター「さくら苑」に機能を移転することで一定の方針がまとまったところであります。

移転先となる加治川総合福祉センター「さくら苑」につきましては、平成6年に建設し、福祉センター、保健センター及びデイサービスセンターを有し、築年数は25年と、まだ活用が見込まれる施設であります。しかし、近年、福祉センターの利用者は減少傾向であり、施設の有効的な活用を検討した結果といたしまして、加治川地区公民館機能の移転先とすることにより、2つの施設を集約することができ、

現在の利用者も引き続き公民館として貸館利用ができることから、福祉センターの指定管理期間が満了する令和2年度末に、加治川総合福祉センター「さくら苑」を廃止し、加治川地区公民館として転用することで準備を進めております。

施設機能としては、加治川保健センターでこれまで実施してきた検診などの保健事業は継続することとしておりますし、福祉センターの趣味活動や福祉活動団体への貸館事業は地区公民館事業へと引き継がれます。入浴施設については利用者が著しく少ないことから廃止いたしますが、加治川デイサービスセンターについてはこれまでどおり変わらず継続することとしております。

新しい加治川地区公民館の開設時期につきましては、令和3年度に加治川総合福祉センター「さくら苑」を改修したうえで、同年度内に開設する予定としており、その後、現在の加治川地区公民館の施設を解体することにしております。

加治川地区公民館金塚分館につきましても、令和2年度末で施設を廃止し、令和3年度に施設を解体したいと考えております。ただし、屋外ゲートボール場と屋外用トイレはこれまでどおり利用が継続できるように進めていきたいと考えております。

機能移転及び解体にあたっては、利用団体の皆様への丁寧な説明はもちろんのこと、加治川地区の公民館だよりで地域の皆様への周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、令和2年度当初予算に改修及び解体の設計費を計上する予定としております。

## 西園すこやか園の民営化に向けた進捗状況について

次に、西園すこやか園の民営化に向けた進捗状況について御報告いたします。

市立西園すこやか園の民営化については、新発田市の公共施設の運営効率化を図りながら、幅広いニーズに対応した子育て支援サービスの提供を行うため、新発田市子ども・子育て支援事業計画に基づき進めております。

民営化にあたり、選考過程の透明性や応募機会の公平性を確保するため、公募により運営事業者を募集することとし、4月10日に公募を始め、6月26日で締め切ったところ、複数の法人から応募がありました。

応募者の選定作業については、副市長を委員長とする選考委員会を設置し、応募申出書の内容及びプレゼンテーションによる審査を行った結果、社会福祉法人のぞみの家福祉会を事業予定者として選定いたしましたので御報告いたします。

8月22日及び24日には保護者への説明会を実施し、選定した法人の紹介や法人から運営方針等の説明を行ってもらい、質疑応答や意見交換を行いました。

現在、法人との協議や引き継ぎに関する事務作業を行っているところであり、今後は、関係条例の改正並びに県への保育所の認可手続き及びひまわり学園の指定申請等を行い、令和2年4月に民営化への移行が円滑にスタート出来るよう準備を進めて参りたいと考えております。

## 松くい虫薬剤飛散事故に係る訴訟対応について

次に、松くい虫防除薬剤飛散事故に係る訴訟対応について御報告いたします。

去る6月7日、市内藤塚浜の渡邊党氏ほか1名が原告となり、当市を相手に損害

賠償を求める訴状が、新発田簡易裁判所に提出されました。その後、同月25日に新潟地方裁判所新発田支部に移送決定が出され、翌26日、当市に対して新発田簡易裁判所から訴状内容を含む、事務連絡がありました。

訴状の趣旨は、当市が委託事業として平成28年6月8日に実施しました紫雲寺地域の松くい虫防除で、薬剤散布区域に隣接する原告が無農薬栽培を営む果樹園に薬剤の飛散があったとして、当市に損害賠償金の支払いを求めるとともに、対象ほ場での残留農薬の分析実施と土壌回復処置として耕運・整地を行うこと。併せて、事故原因とその背景を今年9月末までに検証し、その結果を公表し謝罪するよう求めているものであります。

本件につきましては、事案発生当時から当該事業の受託者であるヤンマーアグリジャパン株式会社、現在のヤンマーヘリ&アグリ株式会社と共に、被害農家である渡邊氏に対し、状況の説明と謝罪を行うとともに、対象ほ場で薬剤成分の残留検査を行い、その結果として、基準値を大幅に下回るものの微量の成分が散見されたことから、国県の指導の下、原因の究明に努めるとともに、受託者側の保険適用による被害果樹への補償をさせていただくことを伝えてまいりました。

しかしながら、市側の対応を不服として、平成29年3月、当市を相手に損害賠償請求を求める民事調停を新発田簡易裁判所に申し立て、調停が行われましたが、結果、不調に終わった経緯があります。

現在、原告側の損害賠償請求額が確定していない状況にありますが、今後予定される第1回口頭弁論に向け、厳正に対処すべく準備を進めているところであり、顧問弁護士との委託契約の締結や着手金等の支払いが必要となることから、予備費を

充用して対応してまいりたいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいませ  
すようお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。